

## 一宮町電子入札約款

### (目的)

第1条 一宮町の発注に係る工事又は製造の請負、調査・測量・設計等の委託及び物品の買入れ等の契約（財産の売払いを除く。）にかかる競争入札を電子入札で行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び一宮町財務規則（昭和63年規則第5号）その他の法令に定めるもののほか、この電子入札約款に定めるところによるものとする。

### (入札等)

第2条 入札参加者は図面、仕様書、契約書案及び現場説明書を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、契約書案及び現場説明書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、電子入札システムにより作成し、公告又は通知書に示した日時までに電子入札システムにより提出しなければならない。

3 入札参加者は、一宮町入札参加資格審査に申請した代表者又は代理人とする。

4 入札参加者は、入札書を電子入札システムにより提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

### (入札辞退)

第3条 入札参加者は、開札開始日時までは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、電子入札システムにより辞退届を作成し、電子入札システムにより提出するものとする。なお、電子入札システムによる提出が今難な場合は、紙様式により入札辞退届を入札執行課に提出するものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として、以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

### (未入札)

第4条 入札参加者が、開札開始日時までに入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として取り扱うものとする。

### (入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができ

るものとする。

- 2 電子入札システムの障害等により、入札の執行ができないことが判明した場合は、入札の執行の延期、又は紙入札への移行など運用の変更を行うものとする。

(開札)

第6条 入札執行者は、公告又は通知書に示した日時及び場所において、電子入札システムにより開札を行うものとする。

- 2 入札参加者は、開札に立ち会うことができるものとする。なお、代理人が立ち会う場合は、委任状を立ち会い時に提出するものとする。

- 3 開札に際して、入札参加者に立ち会い希望者がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

(無効となる入札)

第7条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状にある受任者以外の代理人がした入札
- (3) 同一人がした2以上の入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札 (免除の場合を除く。)
- (5) 必要事項を欠く入札
- (6) 明らかに連合であると認められる入札
- (7) 予定価格が事前公表されている場合において、予定価格を超える入札
- (8) 電子認証書を不正に使用した入札
- (9) 開札日までに有効期限が切れる IC カードを用いてした入札
- (10) 内訳書を提出することが条件の入札において、内訳書の提出がない入札又は内訳書に重大な不備のある入札
- (11) 内訳書を提出することが条件の入札の場合において、入札書の金額と内訳書の金額が異なる入札 (再度入札を行った場合を除く。)
- (12) 電子入札案件に紙入札で参加するものにあつては、前各号のほか次のいずれかに該当する入札
  - ア 記名押印を欠く入札
  - イ 金額を訂正した入札
  - ウ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第8条 建設工事又は製造の請負の契約に係る入札においては、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、最低制限価格を設けない場合においては、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 前項で定める契約以外の入札においては、入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第9条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札をした者を対象に、電子入札システムにより電子くじを実施して、落札者を決定する。ただし、電子入札システムの仕様等により電子くじを実施できないときは、当該入札をした者にくじを引かせて、落札者を決定する。

(再度入札)

第10条 開札の結果、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札をした者がいないときは、電子入札システムにより入札執行者が指定する日時において再度の入札を行うものとする。

2 前項の場合において、再度入札の回数は、原則として2回までとする。ただし、予定価格が事前に公表されている場合は、再度入札を行わない。

3 再度入札に参加できるものは、1回目の入札に参加した者で、最低制限価格を下回らない入札をした者とする。ただし、1回目の入札が無効になった者は、再度入札に参加できないものとする。

(契約の締結)

第11条 落札者は、落札決定の日から7日以内に当該契約（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年一宮町条例第11号）に規定する契約に該当する場合は仮契約。事項において以下同じ。）を締結しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

(契約の保証)

第12条 落札者は、当該契約の締結に際し、請負代金額の100分の10以上の額の契約保証がなされていることが証明される次の各号のいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、契約担当者が特にその必要がないと認めたときはこの限りではない。

(1) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

(2) 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(3) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(4) 契約保証金の納付

(5) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(異議の申立て)

第13条 入札をした者は、入札後、本約款、図面、仕様書、契約書案及び現場説明書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(電磁的な記録を使用した通知等)

第14条 この約款に規定する公告、通知、図面及び仕様書等は、電磁的な記録を使用した方法によることができるものとする。

附則

この約款は、平成24年5月7日から施行する。